

寄 附 行 為

学校法人溝部学園

一部省略

(役員及び評議員の報酬)

第57条 役員及び評議員に対しては、無報酬とする

一部省略

附 則

一部省略

[27]令和2年2月3日文部科学大臣認可のこの寄付行為は、令和2年4月1日から施行する。

[28]この寄付行為は、文部科学大臣の認可の日（令和6年8月5日）から施行する。

[28]この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和7年2月4日）から施行する。